

第 7 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

(次第)

- | | | |
|-----|------------------------------------|---|
| 1 | 開 会 | |
| 2 | 会長あいさつ | |
| 3 | 議事(継続協議) | 頁 |
| (1) | 協議第2号 合併の期日について ----- | 1 |
| (2) | 協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて ----- | 5 |
| 4 | その他 | |
| (1) | 次回の会議の開催について | |
| | 日時：平成15年12月16日(火)午後2時 | |
| | 会場：大東町文化会館シオーネ 小ホール | |
| 5 | 閉 会 | |

日時：平成15年12月2日(火)午後7時

場所：掛川市生涯学習センター 第四会議室

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成 1 5 年 6 月 1 6 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

(1) 住民生活への影響等

- ア 住民生活に及ぼす影響等住民サービスや各種事務事業の執行上、できる限り支障が少ない期日とすること。
- イ 合併時に予定される事務事業や公的行事との関係を考慮すること。

(2) 選挙の時期

首長や議会議員の選挙時期を考慮すること。

(1 市 2 町の首長・議員の任期)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・掛川市長：平成17年9月17日 | ・掛川市議会議員：平成19年4月30日 |
| ・大東町長：平成18年6月12日 | ・大東町議会議員：平成17年4月14日 |
| ・大須賀町長：平成16年7月17日 | ・大須賀町議会議員：平成17年1月29日 |

(3) 事務処理等への影響

合併時の事務処理（決算処理等）や事務の引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。

- ア 合併前の市町村の決算については、出納整理期間がなく即日決算であるため、年度末に合併する場合は、支払い事務や決算事務が集中することとなり事務量が多くなる。また、年度末には、国・県支出金の受け入れが集中するなど、収入・支払いの件数も多く、暫定予算を編成する上で細かな注意を要する。

地方自治法施行令（抄）

（消滅した市町村の決算）

第5条 略

- 2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。

3・4 略

- イ 新市への移行を円滑に行うためには、電算システムの統合が不可欠となるが、膨大なプログラムの修正には膨大な時間を要するため、次の点に留意すべきである。

(ア) 合併の期日を平日とする場合は、統合作業を日常業務と平行して行わざるを得ないため、作業時間が制約され、万一作業に支障が発生した場合には、住民サービスに影響を及ぼす恐れがある。したがって、電算システムの移行を安全かつ確実に実施するため、システム統合の作業は、閉庁日（土・日）や連休を利用して行うことが望ましい。

- (イ) 年度末等は、業務量が多く住民の転入出時期とも重なり電算業務に支障を来す恐れがあるため、回避することが望ましい。

周南市の場合

電算システム統合作業に要する作業工程を考慮し、合併前日が土日（連休）となるよう考慮され、平成15年4月21日（月）が合併期日に決定された。

さいたま市の場合

合併期日（平成13年5月1日）を決定するに当たり、システム統合部会から、次のような意見が出された。

- ・開発期間は、でき得る限り長く（1年半から2年程度）確保する必要がある。
- ・合併の期日を決める際、合併前日が連休となることが必要である。
- ・合併の時期は、出納閉鎖時期、住民異動の多い時期及び課税時期を避けること。

(4) 法的な手続

- ア 合併特例法による特例措置、財政支援等を受ける場合は、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

合併特例法附則（抄）

（合併特例法の失効）

第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

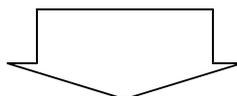
- イ 市町村が合併するためには、各種法令により様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮すること。

（合併までの流れ）

合併協議会の設置
県知事への申請
県知事の合併決定
新市施行

合併協定書の調印
協議・同意（県・国）
総務大臣へ届出

各市町議会で議決
県議会で議決
総務大臣告示



上記留意点を考慮した場合、合併期日は、平成17年1月中旬から3月中旬までのいずれの日とすることが適当であると考えられる。

協議第 6 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 農業委員会について

(1) 農業委員会の役割

農業委員会は、自作農の創設維持、農地法等に基づく農地等の利用関係の調整、農地の交換分合等に関する事務を執行する行政委員会である。

(2) 農業委員会の設置数

農業委員会は、1市町村につき1つの農業委員会を定めることとされている。ただし、市町村の区域面積が24,000ha又は農地面積が7,000haを超える市町村については、区域を2以上に分けて、その各区域に置くことができる。

(3) 委員の構成及び定数

農業委員会は、直接農業者から選挙される委員と、一定の要件を備えた農業協同組合、農業共済組合、市町村議会がそれぞれ推薦し、市町村長が選任する委員で構成される。

ア 選挙による委員

選挙による委員は、次に掲げる基準により、条例で定めることとされている。

(ア) 農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100以下の場合は、10人から20人以下

(イ) 農地面積が1,300haを超え、かつ、基準農業者数が1,100を超え、(ウ)に該当する農業委員会以外の場合は、10人から30人以下

(ウ) 農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える場合は、10人から40人以下

(注) 基準農業者数は、10a以上の農地を耕作する個人のその区域内における世帯数及び10a以上の農地を耕作する農業生産法人の合計数をいう。

イ 選任による委員

選任による委員は、次に掲げる者を、市町村長が選任することとされている。

(ア) 農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人

(イ) 議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(4) 委員の任期

ア 選挙による委員

選挙による委員の任期は、選挙の日から起算して3年とされている。

イ 選任による委員

選任による委員の任期は、選挙による委員の任期満了の日までとされている。

(5) 選挙区

農業委員会の選挙区は、原則として1委員会に1選挙区とされているが、市町村長が、特に必要と認めるときは、一定の要件を満たす場合、2以上の選挙区を設けることが認められている。

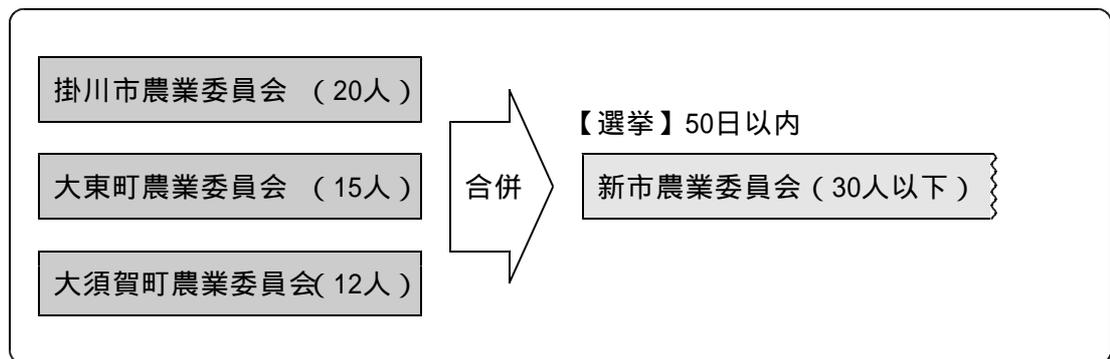
2 農業委員会委員の任期等の特例

(1) 1つの農業委員会を設置する場合

ア 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。新市の農業委員会の選挙による委員は、農業委員会の設置の日(市町村の合併の日)から50日以内に選挙を行い決定する。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

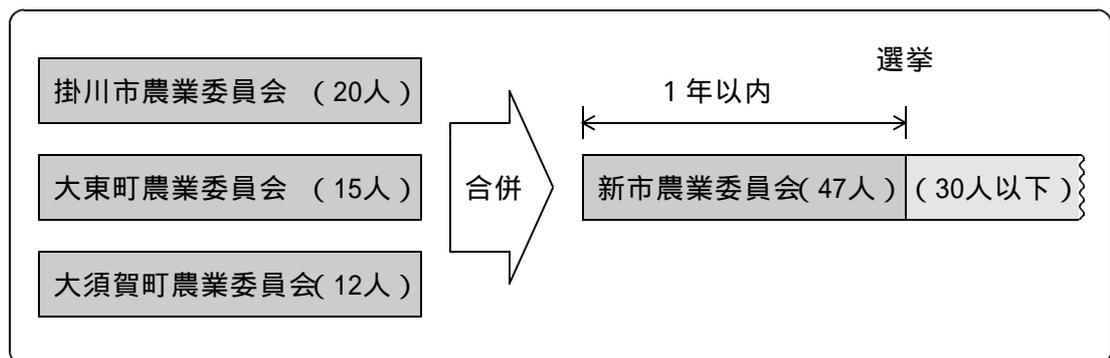
【選挙による委員】



イ 合併特例法による在任特例(合併特例法第8条第1項による特例)

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内の範囲で、在任することができる。選任による委員は、合併の日に併せて速やかに選任する。

【選挙による委員】



(2) 農業委員会を2以上設置する場合

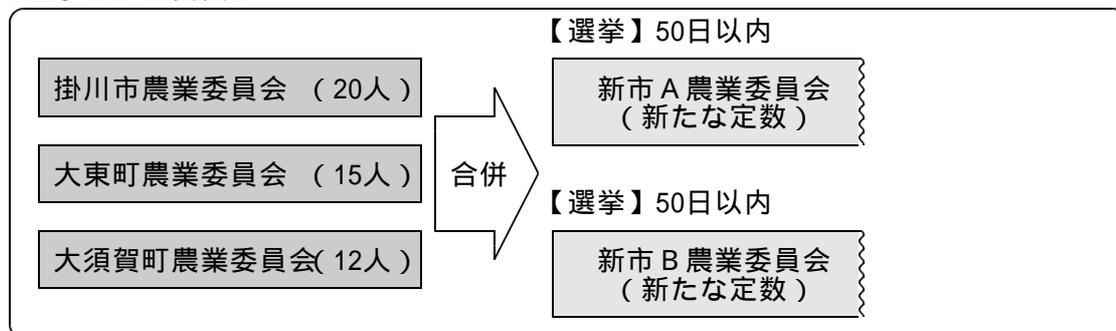
ア 従前と異なる区域の農業委員会を設置する場合

(ア) 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。選挙による委員は、農業委員会の設置の日（市町村の合併の日）から50日以内に、各農業委員会ごとに選挙を行う。

選任による委員は、各委員会ごとに、合併後速やかに選任する。

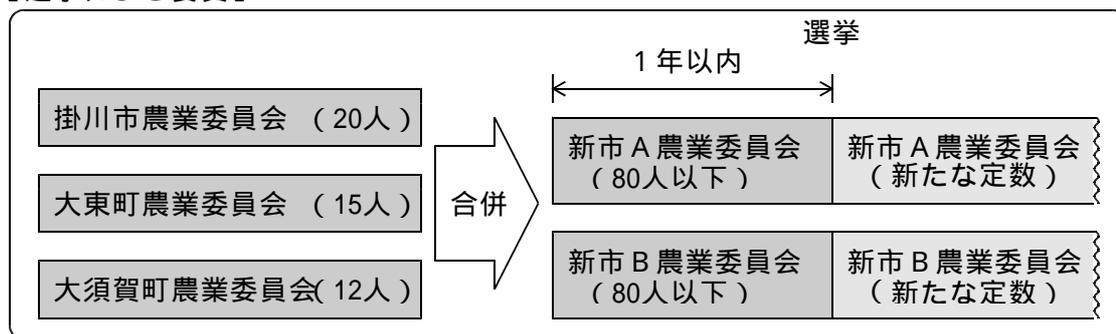
【選挙による委員】



(イ) 合併特例法による在任特例（合併特例法第8条第3項による特例）

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内は引き続き在任することができる。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

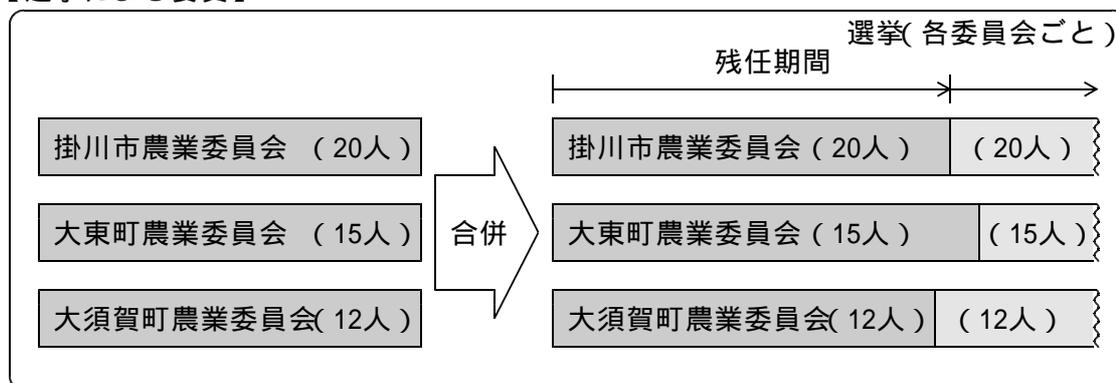
【選挙による委員】



イ 従前と同じ区域の農業委員会を設置する場合（農業委員会法第34条による特例）

合併前の農業委員会はそのまま新市の農業委員会となり、新市の農業委員会の委員も、引き続きその存続する農業委員会の委員となる。委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙による委員の残任期間となる。

【選挙による委員】



選択肢

以上のことから選択肢は、次のとおりとなる。

区 分		調 整 方 針	協 議 事 項
1つの農業 委員会を設 置	原 則	新市に1つの農業委員会を置き、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととする。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、合併の日までに決定する。	-
	在任特例	新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、決定する。	在任特例の期間